

名古屋市達第24号

財 政 局
市 税 事 務 所

固定資産評価補助員規程（平成23年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 2 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 405 条の規定に基づき、次に掲げる者を固定資産評価補助員とする。	地方税法（昭和25年法律第 226 号。 <u>以下「法」という。</u> ）第 405 条の規定に基づき、次に掲げる者 <u>（法第 404 条第 1 項に規定する固定資産評価員及び地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。）</u> を固定資産評価補助員とする。
(1) 財政局担当局長（税務）、税務部長及び税務部固定資産税課に勤務する一般職の職員 <u>（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。次号において同じ。）</u>	(1) 財政局担当局長（税務）、税務部長及び税務部固定資産税課に勤務する一般職の職員
(2) （略）	(2) （略）

附 則

この達は、発布の日から施行する。